

松 監 第 76 号
令和6年2月28日

松原市長 澤井 宏文 様

松原市監査委員 川西 修
松原市監査委員 植松 栄次

令和5年度実施定期監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出します。

令和 5 年度実施定期監査結果報告書

松原市監査委員

1. 松原市監査基準に準拠している旨

本監査は、松原市監査基準(昭和55年11月1日制定)に準拠し実施した。

2. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

3. 監査の対象部署及び実施日

市民協働部いきがい学習課 : 令和6年1月29日

4. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及びその他事務の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかについて、下記の着眼点に基づき監査を実施した。

①収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。

②契約事務は関係法令に基づき適正に行われているか。

③財産の維持管理は適正に行われているか。

④施設の管理は適正に行われているか。

⑤公金の取扱いは適正に行われているか。

⑥行政文書は適正に管理されているか。

5. 監査の実施内容

対象部署の財務に関する事務の執行及びその他事務の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかを主眼とし、対象部署より関係書類及び関係帳票等の提出を求め、これらの照合、確認等を行うとともに、対象部署の関係職員から説明を求め、質疑を交わした。

6. 監査の結果

予算執行状況、事務事業の管理状況、安全対策等について、監査を実施したところ、次のとおり改善すべき点が認められたので指摘事項として記した。これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

また、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、所属長に対して、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

今後事務の執行に当たっては、次項以降の指摘事項に十分留意されるとともに改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により遅滞なく別紙様式に準じ通知してください。

なお、本監査結果を踏まえ、監査の対象部署以外の部署におかれても、事務の点検、見直し等が図られるよう留意願います。

7. 指摘事項

- ① 松原市民図書館管理運営規則第 36 条では、指定管理者の指定手続に必要な書類の中で、『役員の住所、氏名、フリガナ、生年月日及び性別を記載した書類』の提出を定めており、同規則第 38 条では、提出した書類に変更が生じたときは、変更事項を記載した書類を提出するよう定めている。

しかし、令和 4 年 4 月 27 日付で指定管理者の代表取締役社長が変更となった際、新しい役員の氏名一覧だけを受理しており、変更事項を記載した書類の受理がされていない。指定管理者に関する手続きについては、規則等を必ず確認し、適切に処理するよう事務の改善を求める。

○松原市民図書館管理運営規則（昭和 52 年 4 月 19 日教委規則第 2 号）より抜粋

（指定管理者の指定手続に必要な書類）

第 36 条 条例第 20 条第 3 項に規定する申出書は、松原市民図書館指定管理者指定申出書（様式第 6 号）とし、同項に規定する委員会が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(6) 役員の住所、氏名、フリガナ、生年月日及び性別を記載した書類

第 38 条 指定管理者は、第 36 条の規定により提出した書類に変更が生じたときは、速やかに委員会に変更事項を記載した書類を提出しなければならない。

- ② 『会計事務の手引き』では、『前金払を行う場合は、起案等にその根拠を明記すること』とある。

しかし、ふるさとぴあプラザの土地の借上料において前金払で支出するにあたり、起案に添付している契約書の写しには根拠が記載されているが、起案そのものや、支出命令票等には根拠が示されていなかった。会計処理に際しては、規則やガイドラインに準拠した事務処理を行うよう求める。

- ③ 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」では、執行機関の附属機関の委員その他の構成員については、報酬の支払いは日額と規定されている。

しかし、スポーツ推進委員の報酬について、月単位で支払う旨、起案及び支出命令票に記載されている。

また、条例の規定はないが、心のゆとり教室など生涯学習事業における講師謝礼について、教室ごとに単価が異なるもの（下記参照）が見受けられた。

今後、講師依頼の際に、金額・時間・回数などについて、講師と協議を行った上で承諾書を徴取した後、報酬等の支払いの意思決定を行い、事業を進

められたい。

なお、意思決定の際には、月額・日額・回数など支給根拠を必ず起案等に記載しておくよう事務の改善を求める。

(生涯学習事業における講師謝礼の一例)

- ・心のゆとり教室 15,000 円× 6 回
- ・こどもコーラス教室 7,500 円×12 ヶ月
- ・親子けん玉教室 7,500 円×22 回

- ④ パソコン教室の講師謝礼について、コロナ禍により、回数及び時間の見直しがされたにもかかわらず、起案文書を従前の内容のまま複写し作成したため、業務完了に際して、時間、回数に齟齬が生じる結果となった。

教室開催の総時間から見ると、支出した金額の合計に誤りはないとのことであったが、支出命令等の決裁の際に、起案文書を再度確認していれば、内容の誤りに気づけたと考えられる。今後は、同様の誤りが生じないように、課内で十分検証を行い、再発防止に向けた取り組みを講じられたい。

○変更前 1 回につき 2 時間 20,000 円で 5 回開催

○変更後 1 回につき 2 時間 30 分 25,000 円で 4 回開催

※単価については、変更前・変更後ともに 1 時間あたり 10,000 円

- ⑤ 松原南コミュニティセンター植木剪定業務委託契約書など、複数の契約書において条文の番号が飛んでいるなど、不整合がある箇所が散見された。今回については、契約内容に影響を与える誤りではなかったが、内容によっては、重大な影響を与える可能性もある。そのため契約書作成においては、必ず複数人で確認を行うなど、誤りの防止策を講じるよう改善されたい。

別紙様式

(記入例)

監査対象部課	〇〇部〇〇課	
監査の結果	講じた措置及び対応状況	
<ul style="list-style-type: none"> 現金送達簿により収受した現金の指定金融機関への入金処理について、より慎重を期するため、事務処理のチェック機能を高められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、現金の取り扱いについては、複数人体制にするなど、チェック機能を高め、より慎重な入金処理を行ってまいります。 	
<ul style="list-style-type: none"> 委託契約の随意契約で地方自治法施行令の適用条項が適切でないものが見受けられたので注意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、地方自治法施行令及び契約規則に則り、適正に事務処理を行ってまいります。 	

(記入例)

監査対象校	〇〇小学校	
監査の結果	講じた措置及び対応状況	
<ul style="list-style-type: none"> 普通交通機関等に係る勤務者に、定期的に定期乗車券を確認していなかった。学校長は通勤手当の認定権者であるので、不適正な受給がないよう厳正な態度で事務処理されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおり、定期的に定期乗車券を確認し、不正受給がないよう事務処理を行ってまいります。 	